

## 新潟市名誉市民条例

### (目的)

第1条 この条例は、社会文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績と栄誉を称え、もつて市民の社会文化興隆に資することを目的とする。

### (称号を贈る条件)

第2条 本市は、市民又は市に関係の深い者で、学術、技芸その他一国文化の進展又は本市の発展に多大な貢献をし、その功績が顕著で市民から深く尊敬されている者に対し、新潟市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

2 名誉市民の選定は、議会の議決を得て行う。

3 第1項の名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

### (選考委員会)

第3条 市長の諮問に応じ、名誉市民の選考に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、新潟市名誉市民選考委員会を設置する。

2 新潟市名誉市民選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

### (顕彰)

第4条 名誉市民には、表彰状、名誉市民章及び記念品を贈り、顕彰する。ただし、名誉市民が死亡している場合は、遺族に贈るものとする。

### (事績の公示)

第5条 名誉市民の事績は、市の公報で公示する。

### (待遇)

第6条 名誉市民に対し、次の待遇をすることができる。

(1) 市の公の式典の参列

(2) 市の施設の使用に関する使用料、及び手数料の減免

(3) 死亡の際における相当の礼をもつてする弔慰

### (称号の取消)

第7条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失つたと認められるときは、議会に諮り、名誉市民の称号を取り消し、第4条に規定する表彰状及び名誉市民章を返還させることができる。

2 前項の規定により、名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消の日から前条の規定によつて与えられた待遇を失う。

### (委任)

第8条 この条例施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則（昭和25年11月30日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。